

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物収集運搬業の許可（更新を含む。）	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第2項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>法第14条第1項の許可の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （産業廃棄物処理業） 第14条第5項（要旨） 次の各号のいずれにも適合していると認めるとき。 (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者 ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 第2項 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物収集運搬業の許可の基準） 第10条（要旨）法第14条第5項第1号の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設に係る基準 イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月
	標準処理期間を設定できない理由	